

岐阜県公報

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定
 介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定
 (地域福祉課) 一八九

公 示

県営土地改良事業計画の変更
 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の変更
 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良区役員の退任及び就任
 落札者等に関する公示
 (農地整備課) 一九〇
 (同) 一九一
 (岐阜農林事務所) 一九一
 (西濃農林事務所) 一九二
 (高校教育課) 一九三

正 誤

道路の供用開始中訂正
 (道路維持課) 一九三

告 示

岐阜県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年五月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 クル ル各務原	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二〇九三晃社ビル三F	訪問看護ステーション クルル各務原	各務原市蘇原東栄町一丁目四九番二	令和八年五月十二日
株式会社 アン カ	本巣市宗慶七二一八	訪問看護ステーション リンカーン大垣	大垣市和合新町一丁目四六三グリ棟一五号	令和八年五月十二日
株式会社 フォレスト	関市中三丁目三〇八番地一	訪問看護ステーション フォレスト	関市中三丁目一四番地一エスベランサ一階	令和八年五月十二日

公 示

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の

株式会社ナイスマン	多治見市宝町六丁目一番地	ケアリアル訪問看護ステーション 蘇原	各務原市蘇原新栄町二丁目七三番地四	同
合同会社 M h u i t	可児市桜ヶ丘六丁目八八番地	訪問看護ステーションてとてみのかも	美濃加茂市太田町三八二番地の二又ビーハイツ二〇一	同
株式会社 R a s h e e k	瑞穂市馬場春雨町一丁目四四番地一 アイバン藤三〇五	ラシック訪問看護ステーション	瑞穂市馬場春雨町一丁目四四番地一 アイバン藤三〇五	同
株式会社 f . e . v	大垣市熊野町四丁目九八番地二	訪問看護ステーションめいと	大垣市緑園六七番地一 D 緑園サンコー	同
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	指定年月日
医療法人 聡 仁 会	各務原市蘇原柿沢町一丁目四七番地	居宅療養管理指導	各務原市蘇原柿沢町一丁目四七番地	令和八・二・一
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同	同

岐阜県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年五月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年五月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名
- 事業名 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・暗渠排水）
- 地区名 えな南部地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年五月十二日から
令和八年六月一日まで

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年五月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営基幹農道整備事業

地区名 東白川地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年五月十二日から
令和八年六月一日まで

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十八条第十九項の規定により、次の県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を変更したので、同項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急耐震工事計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、緊急耐震工事計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年五月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する緊急耐震工事計画の事業名及び地区名

事業名 県営ため池等整備事業

地区名 打杭地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年五月十二日から
令和八年六月一日まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年五月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

養老町大 令和 理事 山 森 利 幸 養老郡養老町大巻 一〇二番地
巻土地改 八三ハ
良区

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年五月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達物品の名称及び数量 学習支援ソフトウェア 42,287ライセンス
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 8 年 2 月 13 日
- 4 落札者を決定した日 令和 8 年 3 月 25 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
株式会社大塚商会中部支社
支社長 上村 親志
- 6 落札金額 45,175,229円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局高校教課高校教科教育係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

令和八年四月十三日号外(一) 道路の供用開始（岐阜県告示第二百四十四号）一頁下段
前から六行目中「岐阜県高山土木事務所」は、「岐阜県古川土木事務所」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

令和八年四月十三日号外(一) 道路の供用開始（岐阜県告示第二百四十五号）二頁上段
前から一行目中「岐阜県高山土木事務所」は、「岐阜県古川土木事務所」の誤り。

令和八年五月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社